

参考1 (合同運用指定金銭信託の場合)

社内預金引当信託契約の一部を変更する契約書

株式会社(以下「委託者」という)と 信託銀行株式会社(以下「受託者」という)とは、この変更契約締結日において効力を有する社内預金引当信託契約(以下「原契約」という)の一部を下記のとおり変更することに合意のうえ、この変更契約を締結し、原契約による信託管理人たる 〃〃〃 は、これに同意した。

第1条

1 原契約第9条第1項を次のように改める。

① 元本受益者は委託者が次の各号のいずれかに該当し、かつ元本受益者の社内預金元金返還請求に応じなかつた場合のみ元本受益権を行使できるものとします。この場合、元本受益権の行使は元本受益者が個別に行なうことなく、信託管理人が一括してこれを行なうものとします。

(1) 支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたとき。

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(3) 貨金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和51年政令第169号)第2条第1項第5号に規定する認定の申請が受理されたとき。

2 原契約第9条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次の1項を加える。

② 委託者及び信託管理人は委託者が前項の各号のいずれかに該当したときは直ちに受託者に通知するものとします。

3 原契約第26条中「第20条」を「第21条」に改める。

4 原契約第27条を第30条とし、第10条から第26条までを1条ずつ繰り下げ第27条の次に次の2条を加える。

(善管注意義務)

第28条 受託者はこの信託契約の本旨にしたがい善良な管理者の注意をもって信託事務を処理するものとします。ただし、委託者が第1条第2項に定める通知又は信託金の追加を行わなかつたために生じた損害については受託者は責任を負いません。

(信託管理人による振込)

第29条 信託管理人は第21条により、信託財産の交付を受けたときは直ちに元本受益者の受領すべき金銭を元本受益者の指定する金融機関の預貯金口座に振り込む方法によ

り配分するものとします。

5 原契約第9条の次に次の1条を加える。

(委託者の行方不明等)

第10条 委託者の行方不明その他やむを得ない事情により、委託者が前条第3項の手続を行うことができないときは、信託管理人は当該事情を明らかにした書面及び前条第3項に掲げる事項が元本受益者の個人別に記載され、かつ、元本受益者の承認印が押印された書面を作成し、署名押印の上これに社内預金通帳、その他社内預金債権を証する書面を添えて受託者に提出し、信託財産の交付を受託者に対して請求するものとします。

2 前項による請求を受けたときは、受託者は信託管理人に対し、必要に応じ、社内預金元帳その他の資料の提出を求めることができるものとします。

第2条 この契約による変更部分を除いてはすべて原契約の条項を適用する。

第3条 この契約は昭和 年 月 日から効力を生ずるものとする。

第4条 この契約書は正本3通を作成し、委託者、受託者及び信託管理人が各1通を保管するものとする。

昭和	年	月	日
		住	所
		委	託
		住	所
		受	託
		住	所
		信	託
		管	理
		人	